

# 公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等に関する取扱規程

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 3 月 22 日改正

令和 5 年 10 月 1 日改正

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人花と緑の銀行（以下「花と緑の銀行」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において「競争的研究費等」とは、次の各号に掲げる研究費をいう。

- (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「配分機関」という。）の審査を経て交付される研究費
  - (2) 配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）
- 2 この規程において「コンプライアンス」とは、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任を理解し、実践することをいう。

## (責任と権限)

第 3 条 花と緑の銀行の競争的研究費等を適正に管理するため、最高管理責任者及び統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者及びコンプライアンス推進員及び競争的研究費等の適正な管理にかかる監事（以下「監事」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、花と緑の銀行を統括し、競争的研究費等の管理について最終的な責任を負うものとし、専務理事をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正防止対策に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、競争的研究費等の運営管理に関わる職員に周知するとともに、その実施状況を確認し、必要に応じて見直すものとする。なお、基本方針の策定や見直し、実施状況や効果等については、定例会において審議する。
- 4 最高管理責任者は、ルールと実態が乖離していないか点検し、必要に応じてこの規程を見直すものとする。
- 5 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の管理について実質的な責任と権限を持つものとし、花と緑の銀行中央植物園部長をもつ

て充てる。

- 6 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営管理について実質的な責任と権限を持つものとし、企画管理部長を持って充てる。
- 7 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するとともに、競争的研究費等の日常的な運営管理について管理監督を行なうものとし、中央植物園部長を持って充てる。
- 8 コンプライアンス推進員は、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を補佐するとともに、競争的研究費等の日常的な運営管理について管理監督を行なうものとし、中央植物園部内企画情報課長を除く各課長及び総務課長を持って充てる。
- 9 監事は、不正防止に関する内部統括の整備・運営状況について花と緑の銀行全体の観点から確認し、意見を述べるものとし、企画管理部企画課長をもって充てる。
- 10 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。
- 11 上記の各項で定められた責任者については、その責務を十分に果たすものとし、責務が果たされず、その結果不正を招いた場合には、処分の対象となることを認識しなければならない。

(職務権限の明確化)

第4条 競争的研究費等に係る経理については、各競争的研究費等の定めるルール及び公益財団法人花と緑の銀行会計規程に準拠し、支出・管理の事務手続は、企画管理部総務課が行なう。

(関係者の意識向上)

- 第5条 統括管理責任者は、競争的研究費等の運営管理に関わる職員の意識向上のため、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、必要に応じて見直すものとする。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、実施計画に基づき、コンプライアンス教育等に係る研修会を定期的を開催する。
  - 3 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンスの重要性を理解させたいうで、自署による「誓約書」の提出を求め、これを保管しなければならない。
  - 4 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動と対策を実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第6条 統括管理責任者は、基本方針に基づく競争的研究費等を適正に管理し不正の発生を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、実施しなければならない。

2 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 競争的研究費等の適正な執行管理に関する事項
- (2) 監査体制に関する事項
- (3) 研究者等関係者の意識向上に関する事項
- (4) 相談窓口等に関する事項
- (5) その他不正防止に必要な事項

(不正防止計画の推進)

第7条 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、花と緑の銀行全体の不正防止計画の推進のための直属の部署として、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）を設置する。

2 防止計画推進部署は、中央植物園部企画情報課とする。

3 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに不正防止計画を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 花と緑の銀行全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認すること

(2) 関係部署や内部監査部署と連携し不正防止計画を実施すること

(3) その他不正防止計画の推進に必要な事項に関すること

4 統括管理責任者は、確認した不正防止計画の実施状況を、最高管理責任者に報告するものとする。

(相談窓口の設置)

第8条 花と緑の銀行における競争的研究費等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、花と緑の銀行企画管理部総務課に相談窓口を置く。

(検収窓口の設置)

第9条 花と緑の銀行における物品の発注及び納入の適正を確保するため、花と緑の銀行企画管理部総務課に検収窓口を置く。

(通報窓口の設置等)

第10条 競争的研究費等の使用、管理等に係る不正に関する通報及び情報を受け取るための窓口（以下「通報窓口」という。）は統括管理責任者とする。

2 通報窓口は、ホームページ等を通じて公表するものとする。

3 最高管理責任者並びに通報窓口は、通報したものを保護するため、通報し

たものに関する情報を他者に漏らしてはならない。

- 4 通報窓口は、競争的研究費等の不正使用（その疑いがあるものを含む。）に関する通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

（不正使用等にかかる調査）

第 11 条 競争的研究費等の不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が発生した場合は、別に定める公益財団法人花と緑の銀行における競争的研究費等の不正使用等に関する調査等実施要綱に基づき、必要な調査を行なうとともに、花と緑の銀行理事長へ報告するものとする。

- 2 最高管理責任者、通報窓口及び不正使用等にかかる調査に携わる者は、被告発者を保護する観点から、第 1 項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められない限り、一切の情報を他者に漏らしてはならない。
- 3 調査の結果、不正使用が認められたときの処分等については、花と緑の銀行の諸規程によるものとする。
- 4 最高管理責任者は、再発防止の観点から花と緑の銀行において発生した不正結果について、処分内容とあわせて職員に周知するものとする。

（監査の実施）

第 12 条 競争的研究費等の適正な執行を確保するため、最高管理責任者が指名する花と緑の銀行の研究者及び事務職員による内部監査を実施する。

（モニタリングの実施）

第 13 条 競争的研究費等の適正な執行を確保するため、コンプライアンス推進副責任者及びコンプライアンス推進員は、関係する所属において日常的監視活動（モニタリング）を実施し、必要に応じて改善を指導するものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者及びコンプライアンス推進員からのモニタリングの報告を受け、その結果について、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

（情報の共有とフィードバック）

第 14 条 最高管理責任者は、相談窓口や内部監査、モニタリングの結果からもたらされた情報を共有し、全体の共通理解を促進するため、研修会においてフィードバックできるようコンプライアンス推進責任者に指示しなければならない。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認するとともに、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を定例会において定期的に意見を付して報告するものとする。

る。

- 3 統括管理責任者は、相談窓口や内部監査、モニタリングの結果からもたらされた情報や監事からの報告に基づき、必要に応じて不正防止計画を見直すものとする。

(文部科学省等の調査に対する協力)

第 15 条 競争的研究費等が適切に使用・管理されているかについて、文部科学省及び配分機関が次の各号に掲げる調査を実施するときは、これに協力しなければならない。

- (1) 履行状況調査（毎年、一定数を抽出）
- (2) 機動調査（履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応）
- (3) フォローアップ調査（履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる）
- (4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程施行前に発注された物品の検収については、第 8 条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 「公益財団法人花と緑の銀行競争的研究資金等に関する取扱規程」は、「公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等に関する取扱規程」に名称を変更する。
- 2 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別紙

## 誓 約 書

(最高管理責任者)  
公益財団法人 花と緑の銀行専務理事 殿

私は、公益財団法人花と緑の銀行において、関係法令並びに競争的研究費等に関する各種通知、財団の諸規程を遵守し、競争的研究費等の不正使用、研究活動の不正行為を行わないことを誓約します。

また、法令、通知、諸規程に違反して、競争的研究費等の不正使用、研究活動の不正行為を行った場合は、公益財団法人花と緑の銀行の処分並びに法的な責任を負うことに同意します。

年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

職・氏名（自署） \_\_\_\_\_